

令和 8 ・ 9 年度

入札参加資格審査申請要領

【 建設工事 】

令和 8 ・ 9 年度において、愛知中部水道企業団が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。入札参加の資格審査を希望される方は、本要領に基づき適正な入札参加資格審査申請を行ってください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用して入札参加資格審査申請はできませんので、申請書類を受付期間内に郵送してください（**原則、管財検査課窓口での申請書類の受取はできませんので、ご注意ください。**）。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 引き続き 2 年以上当該営業に従事していること。
- (2) 入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- (3) 入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の総合評価値の通知を受けていること。

① 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、令和 6 年 7 月 1 日以降で最新の審査基準日であること。ただし、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が該当しない場合で、入札参加資格審査申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評価値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

② 「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日からさかのぼって 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とするもの。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (5) 次に掲げる国税が未納でないこと。
- ① 法人の方…法人税、消費税及び地方消費税
 - ② 個人の方…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- (6) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類において、虚偽の申請がないこと。
- (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。

2 受付期間及び提出先

入札参加資格審査申請をする方は、入札参加資格審査申請書及びその添付書類を受付期間内に
郵送（配達状況の追跡サービスが利用可能な簡易書留等）により提出してください。

（原則、管財検査課窓口での申請書類の受取はできませんので、ご注意ください。）

- (1) 受付期間
- ① 定時受付
令和8年1月13日（火）から令和8年2月16日（月）まで（当日消印有効）
 - ② 随時受付
令和8年4月1日（水）から令和10年1月14日（金）まで（当日消印有効）
- (2) 提出先
- 〒470-0153
愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地
愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

3 入札参加資格審査申請の方法

- (1) 入札参加資格審査申請書は、別添様式1～4です。必ず愛知中部水道企業団ホームページの「入札参加資格の申請様式」よりダウンロードし、必要箇所を記入し提出してください。
- 愛知中部水道企業団ホームページ <https://www.suidou-aichichubu.or.jp>
- なお受付証を必要とする場合は、受付証用官製はがき等を同封してください。
- (2) 使用文字については、JIS漢字コードの第一水準又は第二水準を使用してください。
- (3) 愛知中部水道企業団と契約を締結する営業所は、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。
- 契約を締結する営業所は、建設業法上の主たる営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可の手引きを参照してください。）。
- (4) 令和6・7年度に登録がある場合又は過去に申請したことがある場合は、継続申請となります。

4 提出書類

書類名	摘要	
入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式1、2、3、4を提出してください。 （受付証明が必要な場合は、受付印が押印できる官製はがき等）	
経営事項審査総合評定値通知書の写し	前記「1 申請者の要件」の(3)に定めるものに限りです。 なお、更新毎に提出してください。	
代表者（受任者）の身元（身分）を証明できる書類	・代表者（受任者）が役員の場合は、「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」（写し可）を提出してください。 ・代表者（受任者）が役員以外の場合又は個人の場合は、本籍地の市区町村役場で取得した「身元（身分）証明書」（写し可）を提出してください。 （証明書は、申請日から3か月以内に発行したものを提出してください。）	
委任状	様式1の3で「委任行為の有無」欄を「有」とした場合に必要です。	
納税証明書（国税）	納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」（写し可）） ・法人の方「その3の3」（未納の税額がないことの証明） ・個人の方「その3の2」（未納の税額がないことの証明） （納税証明書は、本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。）	
社会保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	以下の いずれかの書類 を提出してください。 ・直近1月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険領収書の写し ・標準報酬月額決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・納入実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し ・届出の義務がない場合は、様式5
雇用保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出書類は不要です。

書類名	摘要	
雇用保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている方	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・直近の雇用保険料の領収書の写し(分割納付の場合は直近1回分) ・労働保険概算保険料申告書(事業主控)の写し ・雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し ・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し ・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 ・届出の義務がない場合は、様式5
資本関係又は人的関係に関する申告書	下記の(ア)、(イ)に該当する者がいる場合に必要です。	

● 資本関係又は人的関係に関する書類

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の(ア)又は(イ)の關係に該当する者がいる場合、資本関係又は人的関係に関する申告書を提出してください。

なお、該当する者がいない場合はこの申告書を提出する必要はありません。

※ 申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

(ア) 資本関係

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

親会社等及び子会社等の定義

会社法第2条第4号の2 親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法第2条第3号の2 子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

(イ) 人的関係

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※ ①については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

役員の定義

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。

資本関係又は人的関係に変更があつた場合（全て解消された場合を含む。）又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書を提出してください。

5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 入札参加の資格審査結果

入札参加の資格審査結果は、郵送により通知します。定時受付の場合は、令和8年3月末までに通知する予定です。

7 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）まで有効とします。

ただし、令和10年4月1日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

8 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格審査申請をし、認定を受ける必要があります。

9 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

（1）申請方法

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、愛知中部水道企業団ホームページの「入札参加資格の申請様式」より「名称等変更届」をダウンロードし、必要事項を記入し郵送により提出してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用して登録内容の変更はできませんのでご注意ください。

（2）受付期間及び提出先

① 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和10年1月14日（金）まで（必着）

② 提出先

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地

愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

(3) 添付書類

変更等事項	添付書類
① 商号又は名称（支店営業所を含む。）	・ 変更の確認がとれる登記事項証明書等の写し ・ 委任状（様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） <u>注）別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
② 本店（建設業法上の主たる営業所）代表者の職名又は氏名 注）「代表者氏名が変わる場合」とは、婚姻や改名により名前が変わる場合も含みます。	・ 変更の確認がとれる履歴事項全部証明書等の写し ・ 委任状（様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） <u>注）代表者氏名が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
③ 契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	代表者（受任者）が役員以外の場合又は個人の場合 ・ 身元（身分）証明書（写し可） ・ 委任状（様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） <u>注）営業所代表者氏名が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
④ 所在地、郵便番号、電話番号、FAX 番号又は E-mail アドレス ※2 （支店営業所を含む。）	なし <u>注）所在地が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。</u>
⑤ 建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	・ 建設業者の許可証明書の写し
⑥ 資本金（法人のみ）	なし
⑦ 廃業	・ 入札参加資格審査申請取下げ届
⑧ 入札参加資格の一部取下げ	・ 名称等変更届
⑨ 資本関係又は人的関係（全て解消された場合及び新たに生じた場合を含む。）	・ 資本関係又は人的関係に関する申告書
⑩ 経営事項審査に関する事項	・ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の写し
⑪ 個人から法人への組織変更 ※3	（例） ・ 個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・ 法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・ 登記事項証明書の写し ・ 個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し

変更等事項	添付書類
⑫ 合併、営業権譲渡等による事業の承継 ※ 3	(例) ・ 事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面 （許可通知書の写し等） ・ 合併、営業権譲渡等契約書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 法人の規模により合併、営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し ・ 事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し
⑬ 相続による事業の承継 ※ 3	(例) ・ 相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・ 相続人の建設業の許可関係を証する書面 （許可通知書の写し等） ・ 相続人の建設業許可申請書の写し ・ 相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 1 IC カード登録情報に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者 I C カード登録手順」を参照し、速やかに手続きを行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈利用規約/IC カード〉ー「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者 I C カード登録手順」

※ 2 E-mail アドレスは、「名称等変更届」を提出すると共に、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にて各自変更してください。

※ 3 変更事項⑪～⑬は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、入札参加資格審査申請の内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。

10 その他

- （１） 記入内容や添付書類などの入札参加資格審査申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格審査申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- （２） 当該入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- （３） 入札参加資格審査申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- （４） 提出書類はファイル綴りにしていただく必要はありません。提出書類のみ郵送してください。

- (5) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格審査申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

愛知県知事許可を受けている方は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第一グループへお問い合わせください。(電話：052-954-6502)

また、建設業許可の更新（５年ごと）についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

- (6) 電子入札への参加にはICカードの購入、利用者登録が必要になります。

【申請書記入上の注意事項（建設工事）】

＜様式 1（共通情報）関係＞

日付は申請日を記入し、「申請内容」欄は、前回（令和 6・7 年度又は過去に申請したことがある）入札参加資格を得ている場合は「継続申請」欄を、全くの新規の場合は「新規申請」欄を○印で囲んでください。また、「継続申請」の場合は、「8」から始まる10桁の愛知中部水道企業団登録番号を記入してください。わからない場合は空欄で結構です。

1 申請時建設業許可番号

- (1) 「知事・大臣コード」欄は、国土交通大臣許可は「00」、愛知県知事許可は「23」、その他の都道府県知事許可は次のコードを記入してください。なお、一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、特定建設業許可番号を記入してください。

＜国土交通省・都道府県知事コード表＞

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

- (2) 「愛知県知事許可」の場合は、「愛知県」と記入し、国土交通大臣を二本線で消してください。また、「般特（□□）」欄は不要な文字は二本線で消して最新の許可年度を記入し、「第□□□□□□号」欄は許可番号を右詰めで記入し左空白は「0」で埋めてください。

2 申請者（建設業法上の主たる営業所（本店（本社）を含む。）

- (1) 「所在地」欄は、本店（本社）を含む建設業法上の主たる営業所の住所を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」は、「ー（全角ハイフン）」で記入してください。
- (2) 「商号又は名称のフリガナ」欄はカタカナで記入し、カブシキカイシャなどの前号・後号は省略してください。
- (3) 「商号又は名称」欄は、正式名称の「株式会社」などで記入してください。「(株)」などの略称名で記入しないでください。本店（本社）以外の支店・営業所などを登録する場合は、会社名と支店・営業所名の間に「全角スペース」を入れてください。

○ 正しい記入例

「〇〇建設株式会社 名古屋支店」
「株式会社〇〇建設 名古屋支店」

× 誤った記入例

「〇〇建設 (株) 名古屋支店」
「(株) 〇〇建設名古屋支店」

- (4) 「代表者職氏名」欄のうち、(役職)欄は、個人事業主の方は記入しないでください。また、(氏名)欄は、姓と名の間に「全角スペース」を入れてください。
- (5) 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「- (全角ハイフン)」で区切りを入れてください。
- (6) 「申請内容の確認のための連絡先」欄は、部署名、担当者名(フリガナ)、電話番号を記入してください。代行者の方は、部署名の欄に会社名も記入してください。

3 契約を締結する営業所を本店(本社)以外とする場合の委任事項

- (1) 契約を締結する営業所を本店(本社)以外とする場合、「委任行為の有無」欄の「有」を○印で囲み、委任状を提出してください。
- (2) 委任行為がある場合、委任状の「委任期間」は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとしてください。ただし、随時申請の方は「委任期間」の始期を空欄としてください。

4 契約を締結する営業所

前記「2 申請者(建設業法上の主たる営業所(本店(本社)を含む。))」と同じ場合でも必ず記入してください。

- (1) 「所在地」欄は、契約を締結する営業所の所在地を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」は、「- (全角ハイフン)」で記入してください。
- (2) 「商号又は名称のフリガナ」欄はカタカナで記入し、カブシキカイシャなどの前号・後号は省略してください。
- (3) 「商号又は名称」欄は、正式名称の「株式会社」などで記入してください。「(株)」などの略称名で記入しないでください。本店(本社)以外の支店・営業所などを登録する場合は、会社名と支店・営業所名の間に「全角スペース」を入れてください。

○ 正しい記入例

「〇〇建設株式会社 名古屋支店」
「株式会社〇〇建設 名古屋支店」

× 誤った記入例

「〇〇建設 (株) 名古屋支店」
「(株) 〇〇建設名古屋支店」

- (4) 「代表者又は受任者職氏名」欄のうち、(役職)欄は、個人事業主の方は記入しないでください。また、(氏名)欄は、姓と名の間に「全角スペース」を入れてください。
- (5) 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「- (全角ハイフン)」で区切りを入れてください。
- (6) 「E-mailアドレス」欄は、「契約を締結する営業所」にて使用するアドレスを記入してください。愛知中部水道企業団から直接送信するメールが記入したアドレスに届くことになりますので、正確に記入してください。

※ 電子入札システムからの各種通知書発行のお知らせメールは、ICカード利用者登録時に入力するメールアドレスに送信されます。

＜様式 2（共通情報） 関係＞

5 資本金（法人のみ）

入札参加資格審査申請時における資本金額を右詰めで記入し、左余白は空欄としてください。入札参加資格審査申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

6 営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格審査申請時までの営業年数を本社及び契約を締結する営業所ごとに記入してください（1年未満端数は切り捨て）。

7 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体へ加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を記入してください。

照会先 建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

8 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業へ加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を記入してください。

照会先 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済愛知県支部【電話052-243-0871】

9 ISO認証取得状況

入札参加資格審査申請日現在における「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」を記入してください。

また、認証を受けている場合は、認証番号を記入してください。なお、認証取得している部門は問いませんが、愛知中部水道企業団と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

10 常勤職員数

入札参加資格審査申請日現在において常時雇用している従業員の数を右詰めで記入し、左余白は空欄としてください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「①技術職員」及び「②事務職員」は、専ら建設業に従事している職員の数を、「③その他職員」はそれ以外（兼業部門等）の職員の数を記入してください。

11 有資格者技術職員数等

- (1) 入札参加資格審査申請日現在における有資格者数を記入してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに記入してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇については、上位のもののみを記入してください。

- (2) 「合計」欄には、該当する資格の延べ人数を記入し、「実人員」欄には、実際の資格取得者数を記入してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

12 監理技術者資格者証所持者数

- (1) 入札参加資格審査申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に記入してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに記入してください。

- (2) 「合計」欄には、該当する資格の延べ人数を記入し、「実人員」欄には、実際の資格取得者数を記入してください。

<様式3（申請業種情報）関係>

1 契約を締結する営業所の許可業種

「契約を締結する営業所」で受けている許可業種で、かつ経営事項審査の結果を受けている業種について、下記の表1、表2及び表3を参照の上、□内に該当業種が一般建設業許可の場合は「一」、特定建設業許可の場合は「特」を選択してください。

表1 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	

8	道路区画線工事	塗装工事業
9	土木工作物塗装工事	
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 (電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。)	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

表3 専門工事を希望する業種の略号

略号	業種名	工事内容
プ	土木工事業	プレストレストコンクリート構造物（PC）

2 資格審査を希望する業種

上記「1 契約を締結する営業所の許可業種」で記入した許可業種のうち、今回、入札参加の資格審査を希望する業種のみ、□内に該当業種が一般建設業許可の場合は「一」、特定建設業許可の場合は「特」を選択してください。

3 資格審査を希望する業種の平均完成工事高

- (1) 今回、入札参加の資格審査を希望する業種のみ、「許可区分」欄は該当業種が一般建設業許可の場合は「一」、特定建設業許可の場合は「特」を選択してください。
- (2) 「2年または3年平均完成工事高」及び「総合評定値（P）」欄は、経営事項審査総合評定値通知書から資格審査を希望する業種の数値を転記してください。

<様式4（個別情報）関係>

入札参加の資格審査を希望する業種のうち、表4にある専門工事について、令和6・7年度の2年間に完了又は完了予定の工事（官公庁・民間実績、元請・下請を問いません。）がある場合に、専門工事コード1つにつき契約金額が最高額の工事1つだけを記入してください。

なお、専門工事实績の内容が分かる書類等を提出すれば、「様式4（個別情報）」は省略することができます。

表4 希望業種及び専門工事コード一覧表

希望業種		専門工事		希望業種		専門工事	
コード	業種名	コード	工事内容	コード	業種名	コード	工事内容
01	土木	001	下水道開削工法	14	しゅんせつ	001	しゅんせつ工事
		002	下水道シールド工法	15	板金	001	板金工事
		003	下水道推進工法	16	ガラス	001	ガラス工事
		004	道路工事	17	塗装	001	建物塗装工事
		005	橋梁下部工（橋台・橋脚）工事			002	橋梁塗装工事
		006	鉄筋コンクリート橋工事			003	路面標示工事
		007	木橋工事	18	防水	001	アスファルト防水
		008	河川工事			002	モルタル防水
		009	電線共同溝			003	塗膜防水
		010	治山工事			004	シート防水
		011	PC			005	目地防水

02	建築	001	木造建築工事	19	内装 仕上げ	001	インテリア工事
		002	鉄骨造建築工事			002	畳工事
		003	鉄筋コンクリート造建築工事	20	機械 器具 設置	001	エレベーター工事
		004	鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事			002	ポンプ据付工事
		005	プレハブ建築工事			003	舞台装置設置工事
03	大工	001	大工工事	21	熱絶縁	001	熱絶縁工事
04	左官	001	左官工事	22	電気 通信	001	TV 電波障害防除設備工事
05	とび・ 土工	001	地すべり防止工事			002	無線通信設備工事
		002	地盤改良工事(薬液注入工法)			003	有線通信設備工事
		003	地盤改良工事(ボーリンググラウト工法)			004	情報提供設備工事
		004	フェンス設置工事(防球網設置工事含)			005	画像設備工事
		005	道路標識工事			006	情報処理設備工事
		006	防護柵工事			007	LAN設備工事
		007	視線誘導標工事	23	造園	001	造園工事
		008	反射鏡工事			002	庭木剪定、草刈
		009	道路鋸工事	24	さく井	001	さく井工事
		010	遮音壁工事	25	建具	001	サッシ工事
		011	法面保護工事			002	シャッター工事
		012	削除			003	木製建具工事
		013	落石防止工事	26	水道 施設	001	取水施設工事
06	石	001	石工事			002	浄水施設工事
07	屋根	001	屋根工事			003	配水施設工事
08	電気	001	建築電気設備工事			004	下水道処理施設工事
		002	道路照明等設置工事			005	導水施設工事
		003	太陽光発電設備工事	27	消防 施設	001	泡消火設備工事
09	管	001	空気調和設備工事			002	二酸化炭素消火設備工事
		002	給排水衛生設備工事			003	粉末消火設備工事
		003	浄化槽設備工事			004	スプリンクラー設備工事
		004	管内更生工事			005	自動火災報知設備工事
10	タイル	001	タイル・れんが・ブロック工事			006	非常警報設備工事
11	鋼構 造物	001	鋼橋上部工事	28	清掃 施設	001	焼却炉工事
		002	河川用水門扉工事			002	溶融炉工事
		003	歩道橋工事			003	省資源化リサイクル施設工事
		004	樋門・樋管扉工事			004	粗大ごみ処理施設工事
		005	橋梁耐震補強工事			005	高速堆肥化施設工事
12	鉄筋	001	鉄筋工事			006	污水处理施設工事
13	舗装	001	アンソーカー工事			007	管理型処分場工事

13	舗装	002	クレイコート工事
		003	透水性舗装工事
		004	アスファルト舗装工事

29	解体	001	解体工事
----	----	-----	------

1 専門工事实績内容

- (1) 「希望業種コード」及び「専門工事コード」欄は、該当するコードを選択してください。
- (2) 「発注者」欄には、発注者である官公庁名、会社名又は個人注文者名を、下請の場合は契約の相手方である元請業者名を記入してください。
- (3) 「元請・下請区分」欄は、元請又は下請を選択してください。
- (4) 「工事名」欄には、契約書の工事名を記入してください。
- (5) 「工事概要」欄には、工法、工事延長、幅員、構造、階数、延べ面積等を記入してください。
- (6) 契約金額は、消費税込みの金額（円単位）を記入してください。

<受付証様式関係>

受付証を必要とする場合は、入札参加資格審査申請の受付を行った証明として受付印を押印し返送しますので、受付証用官製はがき等を同封してください。官製はがきの表面には返送宛名等を記入してください。

※官製はがき（裏）記入例

令和 8・9 年度 入札参加資格審査申請書受付証	
次のとおり受付しました。	
受付年月日	裏面を記入しない場合は、受付印のみを押印し返送します。 受付印を押印し返送します。
愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ	

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地

愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

TEL : 0561-38-0149（直通） FAX : 0561-38-2765

E-mail : kanzaikensaka01@suidou-aichichubu.or.jp

ホームページ

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp>